

# 北海道ラグビーフットボール協会札幌支部規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本支部は、北海道ラグビーフットボール協会札幌支部という。

(所在地)

第2条 本会は、事務所を札幌市に置く。

(目的)

第3条 本会は、北海道ラグビーフットボール協会の下部組織として、札幌地区におけるラグビーフットボールの中枢機関となり、競技の健全な発達及び普及を計る事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的の為に次の事業を行う

- ① 競技会の開催及びその主管
- ② 競技規則の解説及びその普及
- ③ レフリー派遣、養成及び指導
- ④ ラグビーフットボールに関する情報の提供
- ⑤ 記録の収集及び保管
- ⑥ 競技者の保健、安全対策に関する事項
- ⑦ ラグビーフットボールの宣伝及び普及
- ⑧ その他支部の目的に必要な一切の事項

## 第2章 役員

(役員)

第5条 本支部に次の役員を置く。

- 1 支部長1名 副支部長若干名
- 2 理事長1名 副理事長若干名 理事若干名
- 3 会計1名
- 4 監事2名
- 5 評議員若干名

(承認)

第6条 支部長、副支部長は理事会が推薦し、評議員会の承認を得なければならない。

(理事長の互選及び指名権)

第7条 理事長は、理事会の互選によって定める。

- 2 理事長は、理事の中から副理事長及び理事を若干名指名することができる。
- 3 但し、理事長指名理事は理事長の互選の決議に加わることはできない。

(理事の選出)

第8条 理事は評議員会で選出する。

(理事の員数)

第9条 理事の員数は25名以内とする。

(評議員の選出)

第10条 評議員は、支部登録チームから1名を選出する。

(補欠者の選任)

第11条 役員が事故のため長期にわたり、その職を執る事ができない場合は補欠者を選任する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期を次の如く定める。但し補欠者の任期は前任者の残任期とする。

支部長2年、副支部長2年、理事長2年、理事2年、会計2年、監事2年、  
評議員1年

2 理事長の任期は2期4年までとする。

(職務の継続)

第13条 役員の任期が満了の場合には、その後任者が就任するまでの間、前任者がその職務を行う。

(職務)

第14条 支部長は本会に関する一切の事務を統理し本会を代表する。

支部長に事故ある場合は、副支部長がその職務を代行する。

(理事会)

第15条 理事は、理事会を組織して本会の事務一切を企画、実行する。

2 理事長は理事会を統括する。

但し、重要な事項に関しては評議員会の議決を得なければ成らないが、緊急の必要ある場合には先決、施行し事後評議員会の承認を得なければ成らない。

(評議員会)

第16条 評議員は評議員会を組織し、収支決算、その他理事会の提出する重要な事項を議決する。

評議員会は理事の事務の執行に関し、疑義のあるときには、それを質し、その不信任を決議する事ができる。

(評議員以外の参加)

第17条 評議員以外の役員は評議員会に出席して議事に参与する事ができる。

但し、決議に加わることはできない。

(評議員会の決議)

第18条 評議員会は総員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議する事はできない。

評議員会の議事は過半数で決定する。但し次の場合には3分の2以上の多数を得なければならない。

① 本則の改廃に関する建議案

② 基金の処分

評議員会に出席できない評議員は書面で出席評議員に議決権を委任しなければな

らない。

### 第3章 資産及び会計

(会計)

第19条 本会の経費は、支部加盟チームの登録金及びその他交付金並びに寄付金等で支弁する。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第4章 規約の変更

(施行)

第21条 本規約の施行に必要な細則は評議員会の議決を経て、支部長が定める。

(疑義)

第22条 規約の施行に関して疑義が生じた場合は、理事会の審議を経て支部長が決定する。

(建議)

第23条 本規約の改廃に関しては北海道ラグビーフットボール協会に建議しその承認を得なければならない。

### 第5章 委員会の設置

(委員会の設置)

第24条 本支部に次の委員会を設置する。  
普及育成委員会・高校委員会・大学委員会・社会人クラブ委員会・レフリー委員会  
安全対策委員会・コーチ委員会・競技委員会

(委員長及び委員指名)

第25条 委員会の委員長は、理事の中から理事長が指名し、委員については委員長が選出し理事会で承認する。  
なお、委員の任期については2年とする。

## 細 則

（委員長の指名）

理事長は、委員長の指名にあたっては委員会の推薦を受け指名するものとする。

（理事選出の推薦）

登録チームを次の区分に分け、4チーム当たりから1名を選出するものとする。  
なお、端数は切り上げとする。

区分	22年度登録チーム数	理事数
普及育成委員会	6	2
高校委員会	12	3
大学委員会	14	4
社会人クラブ委員会	23	6
計	55	15

（理事長の選出）

理事長の選出方法は、各委員会選出理事の互選により理事長を選出するものとする。

### 施行日

本支部規約及び細則は平成18年4月2日以降施行する。

平成22年4月 3日改訂

平成23年4月24日改訂